

徳島県病院局管理規程第一号

徳島県公文書等の管理に関する条例の施行に関する規程を次のように定める。

令和六年一月十二日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県公文書等の管理に関する条例の施行に関する規程

徳島県病院局公文書管理規程（平成十七年徳島県病院局管理規則第五号）の全部を改正する。

徳島県公文書等の管理に関する条例（令和五年徳島県条例第十七号）の施行に関し必要な事項については、別に定めるもののほか、徳島県公文書等の管理に関する条例施行規則（令和五年徳島県規則第四十二号）の例によるものとする。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。